

～外貨関連～

国家金融監督管理総局、 固定資産貸付・運転資金貸付・個人向け貸付準拠法を改定、 貸付期間を明確化、資金流用等に対する監督・管理を強化 ～運転資金貸付・個人向け貸付編～

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国家金融監督管理総局は、2024年1月30日付で改定後の『固定資産貸付管理弁法』¹『運転資金貸付管理弁法』²『個人向け貸付管理弁法』³（以下、『三弁法』）を公布し、同年7月1日より施行するとしました。『三弁法』は銀行業金融機関の貸付業務を規範化した準拠法です。

本稿では『運転資金貸付管理弁法』と『個人向け貸付管理弁法』について、改定前の旧法及び昨年1月に公布された改定案に関するパブリックコメント⁴（以下、『意見募集案』）との主な変更点をご説明いたします。

運転資金貸付について、主な改定内容は下記の通りです。

- ✓ 運転資金貸付の適用対象を拡大、無形資産、貸付金50万元以下の固定資産を適用対象に
- ✓ 貸付金の用途制限を追加、「借入人の株主配当、金融資産投資に用いること」を新たに禁止
- ✓ 貸付期間、期日延長期間、受託支払適用ケースの基準金額を明確化、資金ニーズ算定を最適化
- ✓ 小規模・零細企業を対象に、運転資金貸付に関する現場調査の簡素化或いは不要化が可能
- ✓ 緊急で資金使用の場合は受託支払の事前証明資料及びプロセスを簡素化

個人向け貸付について、主な改定内容は下記の通りです。

- ✓ 貸付期間、貸付期間1年超の場合の期日延長期間を明確化
- ✓ 個人住宅ローンを除き貸付金が20万元以下の場合、現場調査の簡素化或いは不要化が可能
- ✓ 貸付事前調査につき、借入人の収入・負債状況などのコア事項の調査を第三者への委託を禁止

なお、旧法及び『意見募集案』との主な変更点は次頁をご参考ください。



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1151060&itemId=928>

² 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1151066&itemId=928>

³ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。

<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1151064&itemId=928>

⁴ 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第655号をご参照ください。下記の URL よりダウンロードできます。

<https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0708-XF-0105.pdf>

運転資金貸付

総則

□ 借入人対象範囲の拡大

第3条では、国の関連規定に基づき、銀行貸付を行ってはならない主体を除き、いずれの法人、非法人組織⁵を運転資金貸付の対象とすることができるとし、対象範囲を個人独資企業、パートナーシップ企業、法人資格のない専門サービス機関等の非法人組織まで拡大しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
運転資金貸付定義	貸付人が企業（公的機関）法人又は国が借入人とすることができる <u>と規定するその他の組織</u> に対して行う、借入人の日常生産・経営上の資金繰りに用いる人民元・外貨建て貸付を指す	貸付人が法人又は非法人組織に対して行う、借入人の日常の経営上の資金繰りに用いる人民元・外貨建て貸付を指す。国の関連規定に基づき銀行貸付を行ってはならない主体を除く	貸付人が法人又は非法人組織（国の関連規定に基づき銀行貸付を行ってはならない主体を除く）に対して行う、借入人の日常の経営上の資金繰りに用いる人民元・外貨建て貸付を指す	借入人対象範囲を非法人組織まで拡大

（『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 貸付金用途制限の追加

貸付金の用途について、第9条では、「借入人の株主配当、金融資産への投資に用いること」を新たに禁止しました。また、『意見募集案』に比べ、「地方の金融組織⁶向けの運転資金貸付について、別途規定がある場合は、その規定に従う」の例外条項を追加しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
用途制限	固定資産、持分出資等への投資、国が生産・経営を禁止する分野及び用途に用いることを禁止	借入人の株主配当及び金融資産、固定資産、持分出資等への投資、国が生産・経営を禁止する分野及び用途に用いることを禁止		新たな用途制限を追加
			—	地方の金融組織向けの運転資金貸付について、別途規定がある場合は、その規定に従う

（『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

⁵ 『民法典』によれば、非法人組織とは、法人格を有せず、法に基づき独自の名義で民事活動を行う組織を指し、個人独資企業、パートナーシップ企業、法人資格のない専門サービス機関等が含まれます。

⁶ 各地の『地方金融監督管理条例』に基づき、地方金融組織とは、国が授權して地方政府が監督・管理を実施する小口ローン会社、融資担保会社、質屋、ファイナンスリース会社、商業ファクタリング会社、地方資産管理会社などを指します。

□ 貸付期間の明確化

貸付期間について、第 11 条では、「原則として 3 年を超えない」と明確にしました。『意見募集案』における「3 年を超えてはならない」より表現を和らげ、その上で最長 5 年まで延長することができる」と追加しました。

これまでは貸付期間を明確にしなかったため、実務上、各地の地方金融管理局⁷の政策に基づき、短期運転資金貸付の場合は 1 年以内、中期運転資金貸付の場合は 1～3 年以内としていました。また、個別銀行は、成長性があり、信用状況が良い借入人に対し最長 5 年までの貸付を実施していました。今回、貸付期間を明確にした上、実務を踏まえ、最長 5 年までの延長が可能と追加しました。一方、貸付期間 1 年超の貸付に対して、固定資産貸付と同様に、元金の分割返済を求めています。詳細については、後述（第 23 条）をご参照ください。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
貸付期間	—	3 年を超えてはならない	原則として 3 年以内。キャッシュフロー回収周期が長い場合、貸付期間を適宜に延長することができ、最長で 5 年を超えてはならない	貸付期間を明確化、最長 5 年までの延長を可能に
貸付金利	—	金利市場化の原則に従い、国の関連規定の遵守を前提に貸借双方が協議の上確定		貸付金利の確定方法を新規追加

（『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

受理・調査

□ 借入人の資格要件の調整

第 14 条では、運転資金貸付の申請条件を定めました。借入人の信用状況について、固定資産貸付と同様に、従来の「重大な不良記録無し」の要件を削除し、若干緩和しました。ただし、実務上は「信用状況が良好」の証拠として、「過去重大な不良記録無し」は貸付人の参考条件となる可能性があります。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
登録	借入人が法に基づき設立	借入人が法に基づき市場監督管理部門又は主管部門の認可を受け登記済		当局の認可を受け登録したことを強調
信用状況	借入人の信用状況が良好で重大な不良記録がない		借入人の信用状況が良好	「重大な不良記録無し」の文言を削除

（『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 小規模・零細企業に対する貸付事前調査（デューディリジェンス）の簡素化

第 16 条として、小規模・零細企業に対する貸付事前調査の条文を追加しました。一般の企業に対して、貸付人はオンラインとオフサイト方式によって事前調査を行わなければなりません、小規

⁷「学金融、懂金融、用金融第九課：流动资金贷款」https://jrb.fujian.gov.cn/ztzl/jrkt/202103/t20210318_5551768.htm

模・零細企業向けの金融支援強化の一環として、オフサイト調査を通じ関連情報の真実性を検証することができることを前提に、現場調査を簡素化あるいは不要化にすることが可能です。また、国家金融監督管理総局は記者会見で、サプライチェーンファイナンスを通じ資金を調達する小規模・零細企業も同様の利便化措置を適用できるとしました⁸。現場調査の簡素化や不要化は、貸付実行の効率向上につながり、企業にとって資金調達時間の短縮となります。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
現場調査の簡素化	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 小規模・零細企業向け運転資金貸付について、貸付人がオフサイト調査を通じ関連情報の真実性を有効に検証することができ、かつこれらの情報に基づき借入人のリスク評価を行うことができる場合、現場調査を簡素化或いは不要にすることが可能 ✓ 貸付人が自行のリスク管理能力に基づき小規模・零細企業運転資金貸付の区域、分野、業種等により現場調査を簡素化或いは不要化する場合の貸付金額の上限を慎重に確定 		限度額以内、現場調査の簡素化或いは不要化が可能

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

リスク評価・審査

□ 資金ニーズ算定の最適化

各種類の企業の資金調達に便宜を図るために、第19条では、借入人タイプによる算定方法の制定が可能とし、資金ニーズの算定方法を柔軟化しました。特に、小規模・零細企業に対する金融支援を強化するために、他の方法による資金ニーズの分析・判断も認めます。上述の現場調査の簡素化または不要化に加え、資金ニーズ算定の最適化は、小規模・零細企業にとって資金調達がしやすくなります。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
資金ニーズの算定	—	貸付人が実需に基づき借入人タイプごとの有効な算定方法を制定、かつ適時に評価・調整すべき	貸付人が実需に基づき借入人タイプごとの算定方法を制定、かつ適時に評価・調整することが可能	借入人タイプごとの算定方法の制定を強制しない
	—	借入人が小規模・零細企業である場合、貸付人は他の方法を通じ借入人の運転資金のニーズを分析・判断することが可能		小規模・零細企業に対する支援強化

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

⁸「中国银保监会有关部门负责人就“三个办法一个规定”答记者问」
<http://www.cbirc.gov.cn/cn/view/pages/ItemDetail.html?docId=1089183&itemId=915>

□ 関連者向け貸付条件の補足

固定資産貸付と同様に、株主などの関連者向け貸付は当局の監督・管理の重点です。第 21 条では、関連規定の順守を要求したほか、関連者向け貸付条件について、一般の借入人より優れてはならないことを補足しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
関連取引管理	—	貸付人が株主等の関連者のために運転資金貸付を実施する場合、関連取引管理に関する監督・管理規定を厳格に実行		新規追加
		—	貸付条件は一般の借入人より優れてはならず、かつリスク評価報告の中で説明	関連者への貸付条件を補足

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

貸付契約

□ 元金返済方式の明確化

第 23 条では、貸付期間 1 年超の返済方式を追加しました。原則上、元金の分割返済を必要とし、また、『意見募集案』に比べ毎期の返済金額の約定に関する文言を追加しました。この背景は、運転資金を固定資産投資に用いることを防止するためです。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
元金返済	—	貸付期間 1 年超の場合、貸借双方が協議の上、原則として元金の分割返済を採用	貸付期間 1 年超の場合、貸借双方が協議の上、原則として元金の分割返済を採用、 <u>かつ毎期の元本返済金額を慎重に約定</u>	毎期元本返済金額の約定を追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 貸付契約書における借入人誓約事項の調整

第 25 条に基づき、借入人が契約書において、貸付関連の重要内容として、重大事項を実施する前に貸付人の事前同意の取得を誓約しなければなりません。重大事項として、借入人の財務状況に影響を及ぼす可能性がある「対外保証の提供」を追加したほか、「対外投資」に条件を付け、「債務返済能力に影響する可能性がある対外投資」に改定しました。「対外投資」に条件を付けることで、「債務返済能力に影響する可能性がある対外投資」を除き、ほかの対外投資は貸付人の同意を取得する必要はなくなります。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
誓約内容	誓約内容には下記が含まれる		<u>貸付関連の重要な内容を誓約</u> 。誓約内容には下記が含まれるが、これらに限定されない	包括条項を追加
	貸出人に対し、不備のない真実で有効な書類を提出		貸出人に対し、不備のない真実で有効な書類を遅滞なく提出	書類提出につき「遅滞なく」を要求
	対外投資、実質的に債務が増加するファイナンス、及び合併、分割、出資分譲等の重大事項は事前に貸付人の同意を取得		合併、分割、出資分譲渡、 <u>償還能力に影響する可能性のある対外投資</u> 、 <u>対外保証の提供</u> 、実質的に債務が増加するファイナンス等の重大事項は事前に貸付人の同意を取得	対外保証の提供も貸付人の事前同意を取得必要、対外投資に条件付け
	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 貸付人の貸付支払管理、貸付後の管理及び関連検査に協力 ✓ 貸付人は借入人の資金回収状況に基づき貸付期前回収の権利を有する ✓ 償還能力に影響する重大な不利な事項が発生するときは、貸付人に遅滞なく通知 			—

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 借入人の約定違反行為に対する措置の明確化

第 26 条では、借入人の違約行為に対する措置を明確にした上、関連法律責任の追及にも言及しました。また、『意見募集案』より「貸付金利の調整」「遅滞利息の徴収」の 2 措置を追加しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
貸付人による措置内容	貸付人は借入人と契約において、借入人の違約責任及び貸出人が採り得る措置を約定	<u>下記の措置に加え、相応の法律責任を追及</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>貸付金の早期回収</u> ✓ <u>貸付金支払方式の調整</u> ✓ <u>与信限度額の引下げ</u> ✓ <u>貸付の停止又は中止等</u> 		措置内容を明確化、法律責任の追及も追加
		—	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>貸付金利の調整</u> ✓ <u>遅延利息の徴収</u> 	貸付金利の調整と遅延利息の徴収を追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

貸付実行と支払

□ 受託支払関連内容の最適化

➤ 受託支払適用ケースの基準金額の明確化

基準金額について、第 30 条では「ある取引相手へ 1 件当たりの支払金額が 1000 万元超の場合」と明確にしました。これまでの実務において、2011 年に公布された『三弁法一手引』の印刷・配布に関する関連指標口径及び運転資金貸付の受託支払基準の通知(銀監弁発[2011]142 号)で定められた「1 件当たりの受託支払基準金額が 1000 万元を上限とする」の原則に従います。今回、明確にした基準金額は従来の政策を踏襲したもので、借入人にとって大きな影響はありません。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
基準金額	次の貸付は、原則として貸出人による受託支払方式を採用	次の貸付は、貸出人による受託支払方式を採用すべき		強制事項にする
	支払先が明確で、かつ一件当りの支払金額が大きい	支払先が明確で、かつ借入人のある取引相手への1件当たりの支払金額が1000万円超		金額を明確化
	✓ 新規の貸付先で、かつ借入人の信用状況が一般的である ✓ 貸付人が認定するその他の状況			—

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

➤ 貸付金緊急使用時の手続きの簡素化

受託支払を採用する場合、貸付人は貸付金を支払する前に、借入人の関連取引資料が契約の約定条件に合致しているか否かを確認しなければならず、緊急で資金を使用する借入人にとってとても不便です。第31条では、一定条件を満たす借入人が貸付金を緊急で使用する場合、受託支払の事前証明資料とプロセスの簡素化と貸付人による事後審査を可能とし、資金使用の面で利便性が向上しました。また、前提条件として「貸付人の評価でリスク制御可能」を追加しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
貸付金の緊急使用	—	貸付金使用記録が良好な借入人に対し、契約で約定した用途範囲内において、貸付金緊急使用の合理的な需要が発生した際、貸付人は、借入人が提供する受託支払の事前証明資料とプロセスを適度に簡素化することが可能、貸付実施後遅滞なく事後審査を完成	貸付金使用記録が良好な借入人に対し、契約で約定した用途範囲内において、貸付金緊急使用の合理的な需要が発生した際、貸付人はリスク制御可能と評価した場合、借入人が提供する受託支払の事前証明資料とプロセスを適度に簡素化することが可能、貸付実施後遅滞なく事後審査を完成	緊急時貸付金使用の手続きを簡素化

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 自己支払方式に対する確認事項の追加

受託支払に比べ、自己支払は資金使用の面で便利ですが、貸付金の流用を防止するために、貸付人は貸付金の支払が約定の用途に合致するか否かを確認しなければなりません。資金流用行為に対する監督・管理を強化するために、第32条では、もとの金額を分割する方式による受託支払の回避についての確認を強調したほか、監督手段として、第28条ではフィンテックの活用について言及しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
自己支払方式	貸付人は、借入人に対し貸付金の支払状況を定期的にまとめて報告することを求め、また口座の分析、証憑の検査、立入調査等の方式によって、貸付金の支払が約定の用途に合致するか否かを確認	貸付人は、借入人に対し貸付金の支払状況を定期的にまとめて報告することを求め、また口座の分析、証憑の検査、立入調査等の方式によって、貸付金の支払が約定の用途に合致するか否か、 <u>もとの金額を分割する方式で貸付人による受託支払の回避があるか否かを確認</u>		受託支払の回避に関する確認を追加
監督手段	—	貸付人は貸付金の支払に対する管理・コントロールシステムを健全化し、フィンテックの応用強化を通じ、貸付金が約定の用途に従い使用されることを有効に監督		資金用途の監督・管理手段にフィンテックの活用を追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー部作成)

□ 貸付条件要調整の適用状況の追加

第 33 条では、貸付条件要調整の適用状況及び包括条項を追加しました。借入人は、経営及び財務状況が明らかに悪化傾向にある場合や、受託支払の回避行為があれば、貸付人により貸付条件は調整されます。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
情況	主要業務の収益力が弱い	—		削除
	—	✓ 経営と財務状況が明らかに悪化傾向にある ✓ その他の重大な契約違反行為		適用状況と包括条項を新規追加
	—	<u>契約に違反し、もとの金額を分割する方式で貸付人による受託支払の回避</u>	受託支払を回避	文言を調整
調整内容	貸付実行と貸付金支払を <u>停止</u>		貸付実行と貸付金支払を <u>停止、又は中止</u>	調整内容を新規追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー部作成)

貸付後管理

□ 貸付金流用の監督強化

新法では、貸付人に対し資金流用の監督強化を求め、資金流用に関する内容を第 34 条として新規設けております。『意見募集案』に比べ、資金流用に関する対応措置として「貸付リスク分類の引き下げ」を追加しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
措置	—	借入人による資金の流用行為に対する監督を強化、流用行為を発見した場合、契約の約定に従い借入人に是正、貸付金の繰上げ返済を命じること等の相応の措置を講じ、管理・コントロールを実施	借入人による資金の流用行為に対する監督を強化、流用行為を発見した場合、契約の約定に従い借入人に是正、貸付金の繰上げ返済を命じること、又は貸付リスク分類の引下げ等の相応の措置を講じ、管理・コントロールを実施	管理措置として貸付リスク分類の引き下げを追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 貸付後の現地調査の実施

上述の通り、貸付人は小規模・零細企業に対する現場調査を簡素化、又は不要化にすることができます。ただし、これらの業務に対して、第 35 条では適切な比率で貸付後の実地調査が必要と追加しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
実地調査	—	現場調査を簡素化し、又は実施しなかった業務に対して、適切な比率で事後実地検査を実施すること		新規追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 期日延長期間の明確化

第 40 条では、期日延長申請に対する審査要素及び延長期間を明確にした上、実質的なリスク状況によるリスク分類を強調しました。借入人の返済計画の実行可能性は貸付人の期日延長決定の要素となります。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
期日延長審査	期日延長の必要があるときは、貸付人は貸付に対応する資産の回転周期の変化原因及び実際のニーズを審査し、期日延長に応じるかどうかを決定し、併せて延長期間を合理的に確定、期日延長後の貸付の事後管理を強化	借入人が期日延長を申請した場合、 <u>貸付人は期日延長の原因及び後続の返済計画の実行可能性を慎重に評価</u> 。延長に同意する場合、 <u>借入人の返済源等の状況に基づき、延長期間を合理的に確定、かつ貸付後の管理を強化、実質的なリスク状況に応じリスクを分類</u>		審査要素、リスク分類の依拠を追加
延長期間	—	✓ 貸付期間 1 年以内の場合、延長期間は累計で元の貸付期間を超えない ✓ 1 年超の場合、累計で元の貸付期間の半分を超えない		新規追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

附則

□ 適用対象範囲の拡大

第 45 条として、特許権、著作権などの知的財産権及び採鉱権などのその他の無形資産に対する貸付は、対象プロジェクトの業務特徴などに基づき『固定資産貸付管理弁法』又は『運転資金貸付管理弁法』を参照の上実行できると追加しました。

また、第 46 条では、貸付金額 50 万元以下の固定資産も運転資金貸付の対象となることが可能とするので、運転資金貸付の適用範囲を無形資産、貸付金額 50 万元以下の固定資産まで拡大しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
無形資産		—	特許権、著作権等の知的財産権及び採鉱権等のその他の無形資産の貸付は、対象プロジェクトの業務特徴、運行モデル等に基づき本弁法を参照の上実施、又は運転資金貸付管理関連弁法を適用	無形資産を固定資産貸付・運転資金貸付の適用対象に
他の適用情況		—	貸付金額が 50 万人民元以下の固定資産関連融資需要については、本弁法を参照し実行することが可能	新規追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

個人向け貸付

総則

個人向け貸出とは、貸付人が条件を満たす自然人に対し行う、個人消費、生産・経営等の用途に用いる人民元・外貨建て貸出を指します。

□ 貸付期間の明確化

貸付期間について、第 8 条では、「個人消費の場合、5 年以内、生産・経営用の場合は通常 5 年以内、最長 10 年以内」と明確にし、個人の資金調達ニーズに応える融資商品の期間設定に法的根拠を定めました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
貸付期間	—	個人向け貸付期間は国の関連規定に合致しなければならない。個人消費用の場合は5年以内。生産・経営用の場合は通常5年を超えず、用途に応じるキャッシュフローの回収周期が比較的に長い場合、期間を適宜延長することができるが、最長で10年を超えないこと		貸付期間を明確化、生産・経営用の場合、最長10年まで延長可能
貸付金利	—	金利市場化の原則に従い、国の関連規定の遵守を前提に貸借双方が協議の上確定		貸付金利の確定方法を新規追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

受理・調査

□ 借入人の資格要件の調整

第12条では、個人向け貸付の申請条件を定めました。借入人の信用状況について、運転資金貸付と同様に、従来の「重大な不良記録無し」の要件を撤廃し、若干緩和しました。ただし、実務上、「信用状況が良好」の証拠として、「過去重大な不良記録無し」は貸付人の参考条件となる可能性があります。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
信用状況	借入人の信用状況が良好で <u>重大な不良記録がない</u>	借入人の信用状況が良好	借入人の信用状況が良好	「重大な不良記録無し」の文言を削除

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 貸付事前調査内容（デューディリジェンス）の調整

第15条では、貸付事前調査の内容を調整しました。貸付金の用途に加え、貸付金を生産・経営に用いる場合、借入人の経営状況も調査内容となります。また、抵当（質）物については、調査内容は抵当（質）物の価値から帰属に変更したので、借入人は経営状況や抵当（質）物の帰属を証明する資料を別途用意する必要があります。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
調査内容	貸付金の用途	貸付金の用途、 <u>生産・経営に用いる場合は、借入人の経営実体の状況</u>		生産・経営に用いる場合、調査内容を追加
	保証人の保証意思、保証能力又は抵当（質）物の <u>価値及び現金化の容易性</u>	保証人の保証意思、保証能力又は抵当（質）物の <u>帰属及び現金化の容易性</u>		抵当（質）物に対する調査内容を価値から帰属へ

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 金額20万元以下の貸付に関する実地調査の簡素化

第16条では、個人住宅ローンを除き貸付金額が20万元以下の場合、オフサイト調査を通じ関連情報の真実性の検証とリスク評価ができることを前提に、実地調査の簡素化或いは不要化ができる

と追加しました。

2020年7月に公布された『商業銀行オンライン貸付管理暫定規則』（銀保监会令[2020]第9号）では、「オンライン貸付について、消費を目的とする個人向け無担保貸付の与信枠は20万円を上限とする」と定めており、第16条の内容は銀保监会令[2020]第9号に合わせたものです。実地調査の簡素化や不要化は、貸付実行の効率向上につながり、個人にとって資金調達時間の短縮となります。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
調査方法	貸付調査は実地調査を主とし間接調査を従とする。現場での事実確認、電話照会及び情報コンサルタント等のルートと方法を採用	貸付調査はオンラインの実地調査とオフサイトの間接調査を結合する形式で展開、現場での事実確認、電話調査、情報コンサルタント及びその他のデジタル化した電子調査等のルートと方法を採用		実地調査が主とする調査方法から実地調査と間接調査を組み合わせた方法へ調整、調査方法として、電子化手段を追加
実地調査の簡素化	—	貸付金額20万円以下の貸付に対して、貸付人がオフサイトの間接調査手段を通じ関連情報の真実性を有効に検証することができ、かつこれらの情報に基づき借入人のリスク評価を行うことができる場合、オンラインでの実地調査を簡素化或いは不要化にすることが可能（個人住宅ローンを除外）		新規追加

（『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

□ 面談制度の健全化

第18条では、面談手法としてビデオ方式を追加しました。借入人にとって、個人住宅ローンを除き、対面での面談を受ける必要はなく、利便性は向上しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
面談手法	ネットバンクを通じ低リスクの質権付貸付を実行する場合、貸付人は少なくとも有効な措置を講じ借入人の真実の身分を確定すること	貸付人は業務上の必要に応じビデオ形式で借入人との面談が可能（個人住宅に用いる貸付を除く）。ビデオ方式での面談は貸付人保有のプラットフォームで実施、映像を記録しかつ保存すること。貸付人は有効な措置を講じ借入人の真実の身分及び関連情報の真実性を確定し、かつ確認すべき		面談手法にビデオ方式を追加、かつ貸付人保有のプラットフォームでの実施を強調

（『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成）

リスク評価・審査

□ 関連者向け貸付条件の補足

株主などの関連者向け貸付は当局の監督・管理の重点です。第25条では、関連規定の順守を要求したほか、『意見募集案』に比べ、関連者向け貸付条件について、一般の借入人より優れてはならないことを補足しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
関連取引管理	—	貸付人が株主等の関連者のために個人向け貸付を実施する場合、関連取引管理に関する監督・管理規定を厳格に実行		新規追加
		—	貸付条件は一般の借入人より優れてはならず、かつリスク評価報告の中で説明	関連者への貸付条件を補足

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

協議と貸付実行

□ 金額 20 万元以下の契約調印手続きのオンラインでの実施可能

第 26 条では、貸付金額 20 万元以下の契約調印手続きをネットバンク（オンライン）で実施することが可能としました。旧法ではネットバンク経由での貸付について、契約の調印方法を言及していませんでした。『意見募集案』では、住宅ローン以外の契約の調印は、対面で、又はオンラインで実施することができるとなりました。新法第 26 条では、2020 年 7 月に公布された『商業銀行オンライン貸付管理暫定規則』（銀保監会令[2020]第 9 号）の関連内容に合わせ、オンラインで調印可能の金額基準を 20 万元と設けました。貸付金額 20 万元超の契約は対面での調印が必要とし、『意見募集案』より厳格化しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
契約調印	貸付人は、借入人に対し対面で借入契約及びその他の関連書類の調印を求めるべき。但し <u>ネットバンクで取扱う貸付は除く</u>	貸付人は借入人に対し対面で借入契約及びその他の関連書類の調印、又は <u>ネットバンクで関連契約と文書の調印を求めるべき（個人住宅ローンを除外）</u>	貸付人は借入人に対し対面で借入契約及びその他の関連書類の調印を求めるべき。 <u>貸付金額 20 万元以下の貸付は、ネットバンクで関連契約と文書の調印ができる（個人住宅ローンを除外）</u>	貸付金額 20 万元超の契約は対面での調印が必要
	—	対面で調印する場合、貸付人はこの過程を録音・録画し、かつ関連映像を適切に保存すべき		新規追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 借入人の約定違反行為に対する措置の明確化

第 27 条では、借入人の違約行為に対する措置として、貸付金の早期回収、与信限度額の引き下げなどを明確にし、『意見募集案』より「貸付金利の調整」「遅滞利息の徴収」措置を追加しました。借入人は下表の違約行為があれば、前述の措置のほかに、関連法律責任も追及されます。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
借入人の違約行為	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 契約不履行 ✓ 契約履行の懈怠 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>約定に定めていない用途での貸付金の使用</u> ✓ <u>約定に定めていない方式での貸付金の支払</u> ✓ <u>誓約事項の未遵守</u> ✓ <u>貸付申請書類上の情報の不実記載</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 契約不履行 ✓ 契約履行の懈怠 	—
貸付人による措置	—	<u>下記の措置に加え、相応の法律責任を追及</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 貸付金の早期回収 ✓ 貸付金支払方式の調整 ✓ 与信限度額の引下げ ✓ 貸付の停止又は中止等 		措置内容を明確化、法律責任の追及も追加
	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓ <u>貸付金利の調整</u> ✓ <u>遅延利息の徴収</u> 	貸付金利の調整と遅延利息の徴収を追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

支払管理

□ 貸付金緊急使用時の手続きの簡素化

受託支払を採用する場合、貸付人は貸付金を支払する前に、借入人の関連取引資料が契約の約定条件に合致しているか否かを確認しなければならず、緊急で資金を使用する借入人にとってとても不便です。今回の改定では、第34条に基づき、一定条件を満たす借入人が貸付金を緊急で使用する場合、受託支払の事前証明資料及びプロセスの簡素化と貸付人による事後審査が可能となり、資金使用面での利便性が向上しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
貸付金の緊急使用	—	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 貸付金使用記録が良好な借入人に対し、契約で約定した用途範囲内において、貸付金緊急使用の合理的な需要が発生した際、貸付人がリスク制御可能と評価した場合、借入人が提供する受託支払の事前証明資料及びプロセスを適度に簡素化することが可能 ✓ 貸付人は貸付実施後遅滞なく事後審査を完成し、かつ資金の用途管理を強化 	緊急時貸付金使用の手続きを簡素化

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 自己支払適用ケース基準の明確化と確認事項の追加

第 36 条では、貸付人の同意を受け、借入人による自主支払ができるケースを定めました。旧法に比べ、金額を「1 件当たりの引出金額」と明確にしました。

また、受託支払に比べ、自己支払は資金使用の面で便利ですが、貸付金の流用を防止するために、貸付人は貸付金の支払が約定の用途に合致するか否かを確認しなければなりません。資金流用行為に対する監督・管理を強化するために、第 32 条では監督手段としてフィンテックの活用を言及したほか、第 37 条ではもとの金額を分割する方式による受託支払の回避についての確認を強調しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
基準金額	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前に具体的取引相手の確定が困難で、かつ金額が 30 万円以下 ✓ 生産・経営用の貸付金で、かつ金額が 50 万円以下 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事前に具体的取引相手の確定が困難で、かつ <u>1 件当たりの引出金額</u> が 30 万円以下 ✓ 生産・経営用の貸付金で、かつ <u>1 件当たりの引出金額</u> が 50 万円以下 		金額を「1 件当たりの引出金額」と明確化
確認事項	貸付人は、口座の分析、証憑の検査、立入調査等の方式によって、貸付金の支払が約定の用途に合致するか否かを確認	貸付人は、口座の分析、証憑の検査、立入調査等の方式によって、貸付金の支払が約定の用途に合致するか否か、 <u>もとの金額を分割する方式で貸付人による受託支払の回避があるか否かを確認</u>		受託支払の回避に関する確認事項を追加
監督手段	—	貸付人は貸付金の支払に対する管理・コントロールシステムを健全化し、フィンテックの応用強化を通じ、貸付金が約定の用途に従い使用されることを有効に監督		資金用途の監督・管理手段にフィンテックの応用を追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 貸付条件要調整の適用状況の追加

第 38 条として、貸付条件要調整の適用状況を追加しました。貸付実行中、借入人に下表の状況があれば、貸付人により貸付条件は調整されます。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
状況	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 信用状況の低下 ✓ 貸付金の使用に異常があること ✓ 契約の約定に違反し、もとの金額を分割する方式で受託支払の回避 		新規追加
調整内容	—	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 貸付の実行と支払条件を補充 ✓ 契約の約定に基づき貸付金支払方式を変更 		新規追加
		貸付実行と貸付金支払を停止	貸付実行と貸付金支払を停止、 <u>又は中止</u>	「貸付実行と貸付金支払を中止」を追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

貸付後管理

□ 貸付金流用の監督強化

新法では、貸付人に対し資金流用の監督強化を求め、資金流用に関する内容を第 39 条として別途設けております。貸付人は、借入人の流用行為を発見した場合、貸付金の早期回収や、貸付リスク分類の引き下げを講じることができるとしています。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
措置	—	借入人による資金の流用行為に対する監督を強化、流用行為を発見した場合、契約の約定に従い借入人に是正、貸付金の繰上げ返済を命じること等の相応の措置を講じ、管理・コントロールを実施	借入人による資金の流用行為に対する監督を強化、流用行為を発見した場合、契約の約定に従い借入人に是正、貸付金の繰上げ返済を命じること、又は貸付リスク分類の引下げ等の相応の措置を講じ、管理・コントロールを実施	管理措置として貸付リスク分類の引き下げを追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 貸付後の実地調査の実施

上述の通り、個人住宅ローンを除き、貸付金額が 20 万元以下の場合、オフサイト調査を通じ関連情報の真実性の検証とリスク評価ができることを前提に、実地調査の簡素化或いは不要化が可能です。ただし、これらの業務に対し、第 40 条では、適切な比率で貸付後の実地調査が必要と追加しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
実地調査	—	現場実地調査を簡素化し、又は実施しなかった業務については、適切な比率で事後現地検査を実施すべき		新規追加

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

□ 期日延長期間の調整

貸付期間 1 年超の期日延長期間について、第 43 条では、累計で元の貸付期間の半分を超えてはならないと調整しました。また、貸付人に対し、延長の原因及び返済計画の実行可能性に関する慎重な評価や、実質的なリスク状況によるリスク分類を求め、期日延長に対する管理をより一層厳格化しました。

項目	旧法	『意見募集案』	新法	変更点
期日延長審査	貸付人の同意を受け、個人向け貸付は期日延長が可能	借入人が期日延長を申請した場合、 <u>貸付人は期日延長の原因及び後続の返済計画の実行可能性を慎重に評価。延長に同意する場合、借入人の返済源等の状況に基づき、延長期間を合理的に確定、かつ貸付後の管理を強化、実質的なリスク状況に応じリスクを分類</u>		審査要素、リスク分類の依拠を追加
延長期間	1年超の場合、 <u>延長期間の累計と元の貸付期間を加算したものが、当該貸付種類で定められた最長貸付期間を超えてはならない</u>	1年超の場合、 <u>累計で元の貸付期間の半分を超えない</u>		1年超の貸付の延長期間を調整
	貸付期間1年以内場合、延長期間は累計で元の貸付期間を超えない			—

(『三弁法』に基づき、中国アドバイザー一部作成)

留意点・所見

新法の施行に伴い、実務上、借入人は下記の点にご留意ください。

□ ほかの貸付関連法の適用

『運転資金貸付管理弁法』第47条、『個人向け貸付管理弁法』第49条に基づき、国家金融監督管理総局がオンライン貸付、自動車ローン、個人住宅ローン、教育ローン及びその他特殊類貸付に対し別途規定がある場合、その規定に従います。

オンライン貸付の場合、2020年7月に公布された『商業銀行オンライン貸付管理暫定規則』（銀保監会令[2020]第9号）では、オンライン貸付について、借入人の消費、日常の生産・経営の資金繰りなどに用いる個人向け貸付及び運転資金貸付と定義し、消費を目的とする個人向け無担保貸付の与信枠は20万円を上限としています。日常の生産・経営の資金繰りなどに用いる個人向け貸付については、オンラインでの契約金額上限を制限していません。ただし、『個人向け貸付管理弁法』では、用途（消費、日常の生産・経営の資金繰り）を問わず、オンラインで調印可能な金額基準（20万円）を設けているので、日常の生産・経営の資金繰りに用いる20万円超の契約調印方法についてご注意ください。

なお、自動車ローンの場合、2017年10月に公布された「自動車ローン管理弁法」（人民銀行、銀監会令[2017]第2号）及び「自動車ローンに関する政策の調整についての通知」（銀発[2017]第234号）では、貸付期間（期日延長期間を含め5年以内）と貸付比率（自家用新車の場合、石油燃料車80%、新エネルギー車85%）を定めているので、これらの関連法を遵守する必要があります。

□ 緊急時の資金使用手続き

前述の通り、一定条件を満たす借入人が貸付金を緊急で使用する場合、受託支払の事前証明資料とプロセスの簡素化、貸付人による事後審査が可能となります。ただし、「緊急時」の判断基準や、事前証明資料とプロセスがどこまで簡素化できるかについては明確にしていなかったため、引き続き当

局の Q&A を見極める必要があります。

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者：中国アドバイザー一部 経

Tel：021-3855-8888 (Ext：1183)

E-mail：hao.jing@mizuho-cb.com

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China), Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。